

(2)千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例

県の景観に取り組む姿勢を明確にして、景観施策を総合的に推進するため、平成20年4月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行しました。

この条例では、景観づくりの担い手を育て、地域の財産である景観を次世代に引き継いでいくという「育成」の理念をコンセプトとして、良好な景観の形成についての基本理念を定め、各主体の役割を明確にしている他、3つの認定制度と1つの協定制度的、基本方針の策定など施策の枠組みを位置づけています。

○3つの認定制度と1つの協定制度的

県民や事業者の取組みを支援するため、良好な景観づくりを行う3つの認定制度（景観づくり地域協定の認定、景観づくり地域活動団体の認定、景観づくり社会貢献事業者の認定）と事業者と県が良好な景観づくりに関する協定を結ぶ制度（景観づくり事業者協定）を設けました。

現在、「景観づくり地域活動団体」として、11団体を認定しています。

〈景観づくり地域活動団体〉

令和6年4月1日現在

NPO法人 久留里フィールドミュージアム（君津市）
柏の葉アーバンデザインセンター（柏市）
幕張新都心まちづくり協議会（千葉市）
仲町街づくり協議会（成田市）
上町街づくり協議会（成田市）
花一参道街づくり協議会（成田市）
NPO法人 KAO（カオ）の会（鎌ヶ谷市）
我孫子の景観を育てる会（我孫子市）
行徳グリーン・クリンの会（市川市）
NPO法人 下田の杜里山フォーラム（柏市）
うらやす景観まちづくりフォーラム（浦安市）



景観に配慮された住宅街（浦安市）

○「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」及び「千葉県公共事業景観形成指針」

条例に基づき、景観形成の基本的方向や景観施策を推進するための基本的事項に係る「基本方針」及び県が公共事業を実施するにあたって、景観に配慮すべき事項に係る「指針」を平成21年3月に策定しました。

屋外広告物の規制

屋外広告物については、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物法、千葉県屋外広告物条例及び同施行規則に基づき、表示の場所、方法などについての規制を行っています。

平成16年の屋外広告物法の改正を受け、屋外広告業を今までの届出制から登録制とし、業務主任者の設置を義務付けるなど、屋外広告業者の指導監督の強化にも取り組んでいます。

なお、全ての市町村が、屋外広告物の許可事務（鉄道車両については県）や、はり紙、はり札などの違反広告物の除却事務等を行っています。

また、平成16年に景観法が施行されたことに伴い、景観行政団体は、県と協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、県の条例で市町村が処理することができるようになりました（政令指定都市及び中核市を除く）。

都市再生整備計画事業等（従来のまちづくり交付金事業）

「都市再生整備計画事業（従来のまちづくり交付金事業）」は、人々が生活の豊かさを実感でき、地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実現するため、国が平成16年度に市町村への交付金事業として創設しました。

平成22年度より、従来のまちづくり交付金事業は、都市再生整備計画事業として社会資本整備総合交付金に統合され、社会資本総合整備計画の基幹事業として位置付けられています。なお、令和2年度からは、立地適正化計画が策定された場合には、新たに創設された都市構造再編集中支援事業に一部の事業が移管されることとなりました。

市町村は、まちづくりの目標・指標と、それを実現するために実施する各種事業等を記載した「都市再生整備計画」を作成し、概ね3～5年間で事業を実施します。

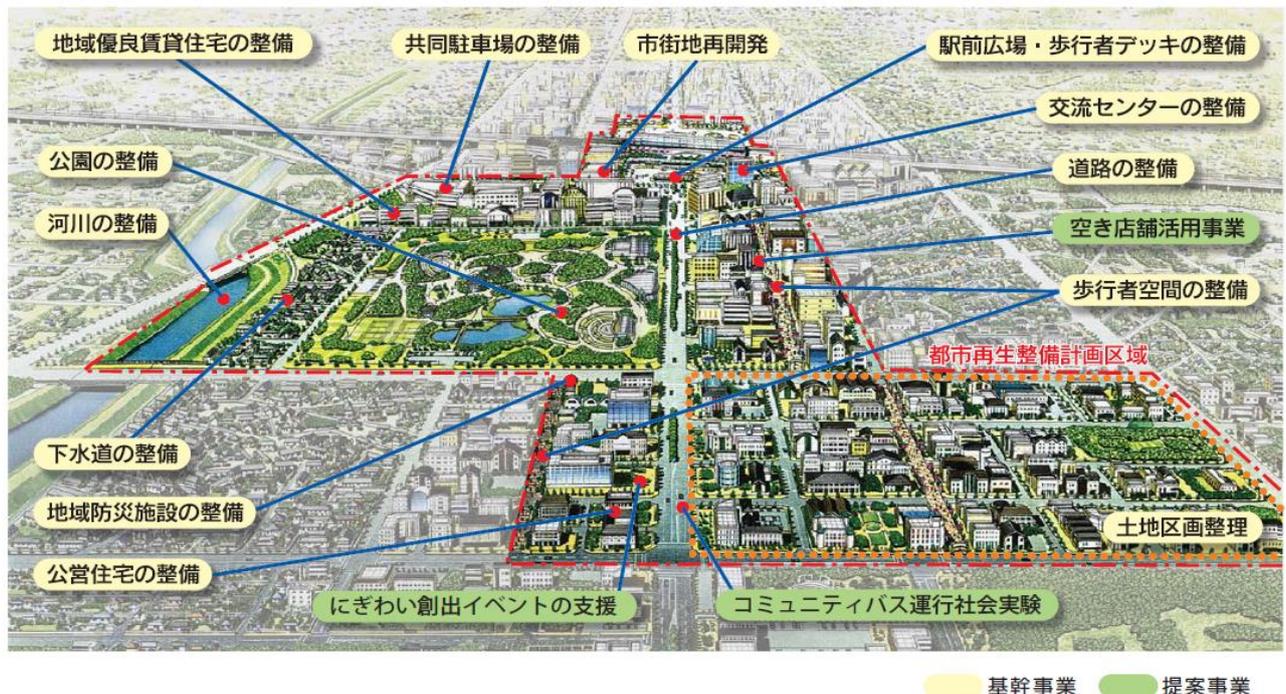
県は、都市再生整備計画事業等の促進を図るため、必要な助言等を行っています。

〈事業実施地区〉

令和6年4月1日現在

事業実施地区（都市再生整備計画事業） ※千葉市を除く				事業実施地区（都市構造再編集中支援事業） ※千葉市を除く					
事業主体	地区名	計画期間		整備内容	事業主体	地区名	期間		整備内容
		開始	終了				開始	終了	
船橋市	新京成線二和向台駅周辺地区	R6	R10	道路、公園	松戸市	松戸駅周辺地区（第2期）	R4	R8	人工地盤 等
木更津市	木更津駅周辺地区	R2	R7	歩道 等	成田市	成田市居住誘導地区	R2	R6	自転車通行帯、公園 等
習志野市	津田沼駅周辺地区	R6	R10	駐輪場、エレベーター 等	佐倉市	印旛沼周辺地区	R6	R10	公園、水辺遊歩道整備 等
流山市	江戸川台駅東口周辺地区	R5	R9	駅前広場 等	柏市	柏の葉キャンパス駅・柏たなか駅周辺地区（第2期）	R6	R10	公園、緑地、下水道 等
栄町	安食駅周辺地区（第2期）	R6	R10	歩道、公園 等	柏市	柏中央地区（第3期）	R6	R10	既存物件除却、道路 等
					市原市	八幡宿駅周辺地区	R4	R7	複合公共施設 等
					市原市	五井駅周辺地区	R4	R8	公園、子育て支援センター 等
					流山市	初石駅周辺地区（第2期）	R6	R10	自由通路、駅前広場 等
					流山市	流山おおたかの森駅周辺地区	R4	R8	道路、公園 等
					流山市	流山本町周辺地区	R2	R6	公園 等
					流山市	利根運河周辺地区	R2	R6	複合公共施設 等
					流山市	南柏駅周辺地区	R5	R9	公園 等
					流山市	江戸川台駅東口周辺地区	R6	R9	複合公共施設 等

〈まちづくりのイメージ〉



出典：都市再生整備計画事業パンフレット【平成30年度版】（国土交通省）